## 支援事例

### Jさんの場合 (40代女性 知的、精神障害あり)

- 暴力や窃盗を繰り返し、障害者施設を退去。 その後窃盗罪で1年間服役。A県刑務所に入
- ■B県B市に居住暦があり、B市への帰住を希
- 父母は既に他界。親族は関わりを拒否

### 1回目の合同支援会議

A県センター、B県センター、 B市、A県刑務所

### 生活課題

精神科の薬を適切に服薬して いなかった。

## 支援案

B県C市に医療連携体制の取れて いる障害者施設があるためその施 設で一時的に生活する。

## 2回目の合同支援会議

A県センター、B県センター、 B市、A県刑務所、受入先施設

### 計画

出所後は生活保護を受けながらC 市の入所施設に2~3か月入所。服 薬指導を行う。その間、B市で生活 できる施設を調整する。

### 支援計画について本人の同意を得て、出所

# 埼玉県地域生活定着 支援センター連絡先一覧

- ●基幹センター【川越市】親愛会 **2049-246-5321**
- 【嵐山町】埼玉県社会福祉事業団 **20493-62-6232**
- ●さやか (秩父市) 清心会 **20494-21-6709**

# **身寄りや支援がない**

# 出所者が直面する生活問題

高齢で働き口も見つからないため、ホ・所での工賃1万円のみ。住居もなく 刑務所から出所したが、 ムレスになってしまった。 住居もなく、

自立支援サービスを受けられず、生活の認定を受けていないため障害年金や軽度の知的障害の疑いがあるが、障害 苦から万引きを繰り返した。

ように、 められています。出所者の社会復帰支援と再犯防止の取り 活ができない高齢者や障害者がいます。 刑務所を出所しても身寄りがなく、 **ホ** ムレスや再犯に至るケースもあり 自立した生 右の例の 組みが求

# 出所前から 支援調整を

支援を必要とする人がいます。

高齢であったり、

刑務所を出ても身寄りがなく、

生活が困窮し、

再び罪を犯してしまう…。

出所者の中には、

福祉の

する

障害者

高齢者の自立生活を支える

取り組みを通して、

支援上の大切な視点を考えます

障害のある出所者の自立生活を支える

「地域生活定着支援センター」

0

地域生活定着支援セン

では、 県から委託を受け 今年5月に4つの 移行支援などを行います 進しています。 活定着支援センター(以下 働省では、全国に地域生 を支援するため、 のある出所者の社会復帰 (下図参照)。 「センター」)の設置を推 円滑な地域生活への各関係機関と連携し 刑務所、 刑務所、保護観察出所予定者に対 埼玉県では センター 厚生労

高齢であったり、障害

**②相談支援業務** (出所後)相談

本人、家族、 民生委員など

埼玉県地域生活定着支援センター (県内4か所)

援護の実施市町村

●居宅介護事業所 など

●コーディネート業務

他県地域生活

川越少年刑務所

さいたま保護観察所

2フォローアップ業務 助言·指導

福祉事業者

●グループホーム

定着支援センタ

県内入所者で 県帰住を希望の 合)連絡•調整

受入れ、福祉サービス等

●社会福祉協議会 など

もできる限り面談し、 本人の生活歴を聞くなか

生活課題やニーズを確認しています

# 支援する視点で

めているのか、

センター

など多岐に渡ります。 との連携、施設・住居・

実際、

どのように支援を進

て医療施設が必要であれば、施設がある地域を

くつか提案するなど、

適切な居住地を一緒に考え

福祉サー

ビスの利用調整

くても戻れないケースも。

その場合、本人にとっ

人が迷っていたり、悪友がいるため地元に戻りた

県内への帰住を希望しても、具体的な地域は本

居住地域を一緒に考える

市町村

ーーズや犯歴の裏にある生活課題の把握、

センターによる支援内容は、

出所(予定)者の

センターの具体的な取り組み

けながら、 の相談窓口もご利用ください」と話す木内さん。 にご協力いただきたいと思います。また、センタ か気付いた際の地域包括支援センター等への連絡 例えば高齢者の場合、 民生委員の皆さんにも見守り トなどで独り暮らしになること 福祉の支援を受

への橋渡しの役割が期待されます た地域の人々による受容と理解、 の連携だけでなく、民生委員や保護司を始めと という視点を持つことが大切です。 題を捉え、あくまでも高齢者や障害者を支援する なことをするのではなく、その背景にある生活問 した生活を支えるためには、センター 「出所者」「犯罪」といった一面だけを見て特別 出所者の自立

整も一筋縄ではいきませんが、

試行錯誤しながら

れない親族など、

以前本人と関わりのあった方と

近隣の方、前職場の方、身元引受人になってく

工夫して行っています。

最善の方法を考え、円滑に地域生活に移行できる

「再犯を防ぐ」という視点より、

本人にとって

しています。

本人の

ーーズや課題を捉える

具体的な情報提供を行い、協力関係を築くように なり、過大な印象を与えることも。必要に応じて きや無銭飲食などは、罪名上「窃盗」「詐欺」と

センター センター長 埼玉県地域生活定着支援

伺って説明し、協力依頼しています。また、

市町村役場などの関係機関には、なるべく直接

丁寧な説明を通じた関係づくり

木内英雄さん

よう努めることを大事にしています。どの支援調

●らんざん

**20480-26-4866** 

- ●けいわ【久喜市】啓和会

3